

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第四号（平成三十年十二月三日）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第十三条の規定に基づき、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成二十七年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第四号令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその棟記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	<p>（既存の用途に利用する水銀使用製品）</p> <p>第二条 法第十三条の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 別表の上欄第一号から第六十号までに掲げる水銀使用製品を、それぞれ同表の下欄に掲げる用途で、材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品</p> <p>三 別表の上欄第一号から第六十号までに掲げる水銀使用製品又は水銀等の製剤であって、校正、試験研究又は分析に用いられるもの</p> <p>四 （略）</p>
改 正 前	<p>（既存の用途に利用する水銀使用製品）</p> <p>第二条 法第十三条の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 別表の上欄第一号から第五十四号までに掲げる水銀使用製品を、それぞれ同表の下欄に掲げる用途で、材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品</p> <p>三 別表の上欄第一号から第五十四号までに掲げる水銀使用製品又は水銀等の製剤であって、校正、試験研究又は分析に用いられるもの</p> <p>四 （略）</p>

別表（第二条関係）

水銀使用製品	一〇三（略）	四 蛍光ランプ （冷陰極蛍光ラ ンプ及び外部電 極蛍光ランプを 含む。以下同 じ。）	一〇十二（略）	十三 皮膚疾患の 治療
	用途			
三十五 放電管 （放電ランプ（蛍 光ランプ及びH IDランプを含 む。）を除く。）	二十九〜三十四（略）		二十八 水銀ベ レット及び水銀 粉末	蛍光ランプ、H I Dランプ、放電ラ ンプ（蛍光ラン プ及びHIDラン プを除く。）への水銀 の封入
	一 整流	二 電力の制御		

別表（第二条関係）

水銀使用製品	一〇三（略）	四 蛍光ランプ （冷陰極蛍光ラ ンプ及び外部電 極蛍光ランプを 含む。）	一〇十二（略）	
	用途			
（新設）	二十九〜三十四（略）		二十八 水銀ベ レット及び水銀 粉末	極蛍光ランプ及び 外部電極蛍光ラ ンプを含む。、H I Dランプ、放電ラ ンプ（蛍光ラン プ及びHIDラン プを除く。）への水銀 の封入

三十六〜四十二（略）	四十三 水銀圧入 法測定装置	四十四〜四十六（略）	四十七 ガス分析 計（水銀等を標 準物質とするも のを除く。）	四十八（略）	四十九 容積形力 計	五十（略）	五十一 滴水水銀 電極	五十二・五十三（略）	五十四 水銀等ガ ス発生器（内蔵 した水銀等を加 熱又は還元して 気化するものに 限る。）	五十五〜六十八（略）
	気孔径分布の測定		気体の濃度の測定		圧縮試験機その他 の静的強さ試験機 の校正		液体の電気化学分 析	水銀等ガスの発生		
三十五〜四十一（略）	（新設）	四十二〜四十四（略）	（新設）	四十五（略）	（新設）	四十六（略）	（新設）	四十七・四十八（略）	（新設）	四十九〜六十二（略）

附 則

この命令は、公布の日から施行し、平成二十九年八月十六日から適用する。